

Q：特定保健指導とはどのようなものでしょうか？

A：医療保険者（国保・被用者保険）が、特定健康診査※<sup>1</sup>の結果により、健康の保持に努める必要がある（一定の基準にあてはまる）者に対し、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、保健指導のことです。

※<sup>1</sup> 特定健康診査：40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、内臓脂肪の蓄積等に着目した生活習慣病に関する検査項目で行う健康診査のこと

Q：宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）と特定保健指導との関係性は？

A：現行の特定保健指導に必要な体制と同等の条件下で本事業を行っていただく場合には、宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）を特定保健指導として実施することも可能です。そうでない場合には、医療保険者（国保・被用者保険）に義務付けられた特定保健指導としてではなく、それ以外の保健指導として扱われることとなります。